

クレジットカード発行会社 公募型企画提案競技について寄せられた質問及び回答

質問		回答
1	海外事務手数料は、契約上限額44,000円の範囲に含まれず、別に埼玉県が支払うという理解でよいか。	海外事務手数料については、契約上限額44,000円の範囲外とします。 海外事務手数料の対象となる取引を行った場合、契約したクレジットカード会社の規約に基づき、所定の割合の海外事務手数料をお支払いします。
2	説明会時の質問でも上がっていた中で、コーポレートカードまたはパーチェシングカードの両方が発行できることが要件とのことでしたが、パーチェシングのみの場合はいかがでしょうか。 「出来れば、現物の管理をしたくない」というお話もありましたので、そういった管理リスクを担保した付加価値・機能を含めての御提案も出来るかと思い、確認でございます。	県が想定する利用類型から、実際の店舗でクレジットカードを使用する場合など現物としてのカードを必要とすることも想定されます。 そのため、各課所が想定する利用類型に応じて、コーポレートカード又はパーチェシングカードのいずれかを利用できるようにする必要があります。 (課所が地理的に離れている場合などで、コーポレートカードとパーチェシングカードの両方を発行する場合もあり得ます。) したがって、パーチェシングカードのみの提案については、県の必須事項を満たさない提案となります。
3	1. 「～甲に属する課所ごとに、課所名義のコーポレートカード又はパーチェシングカードを発行する。～」と記載がございますが、課所名義での発行は『コーポレートカードもしくはパーチェシングカード』か『コーポレートカードとパーチェシングカード両方』か、いずれが正しいでしょうか？	コーポレートカードとパーチェシングカードを、それぞれ所持する課所もあります。 その際は、「コーポレートカードとパーチェシングカードの両方（いずれも）」が、課所名義である必要があります。
4	「2. 受託実績」ですが、顧客機密保持の観点から対象のお取引先様に記載の承認をいただく必要がございます。 ・組織決定に時間がかかる等で記載の承認が提出期限に間に合わなかった場合は仮名で記載することは可能でしょうか？ ・また記載にご同意がいただけない事項があった場合は、一部の記載でも問題ないでしょうか？ ・記載対象が多い場合、1取引先1枚ではなく、一覧方式の記載でもよろしいでしょうか？	・取引先から掲載の承認をいただけない場合、仮名による記載でも可能です。 ・また、記載について承認が得られなかった場合、承認が得られた範囲で記載してください。 ・記載対象が多い場合、所定の様式によらず、一覧方式の提出も可能です。
5	与信額を設定するにあたり、下記2点ご教示願います。 1決済あたりの金額の目安と、1ヶ月最大の利用見込み額はどのぐらいか。	説明会での説明のとおり、1決済あたりの金額の目安や最大見込額を提示することは困難です。 なお、現在、公共料金の支払で利用しているパーチェシングカードの令和7年10月分の利用金額は、13課所合計で約140万円（1課所あたりの最高額は約37万円）でした。
6	年度末3月利用分については請求書の到着期限はございますでしょうか。	年度末3月利用分については、5月末日までに支払う必要があります。 請求日から支払までの期限は10日以上空ける必要があるため、最も遅い場合は5月21日が到着期限となります。
7	4月に発行希望とのことでしたが、具体的にカード到着期限はございますでしょうか。	現時点で、具体的なクレジットカードの到着期限は設けておりません。 契約先候補者の決定後に、契約先候補者と具体的な到着期限を協議させていただきます。

8	契約は予算議決日の3月末とのことです、4月1日にカードを利用できる状態にする場合、2月末までには申込書等をご用意いただく必要がありますが対応可能でしょうか。	1 2月に契約先候補者を決定後、1月末頃にクレジットカードの発行を希望する課所を確認のうえ、2月中に申込書を提出したいと考えております。 なお、契約締結は募集要領のとおり令和8年度当初予算の議決日以後（3月下旬）となります。
9	3月の利用分に係る請求の支払期限が土日祝日で6月となってしまった場合、5月末日までにお振込いただければ問題ない認識ですが、認識相違等ございますでしょうか。	6月支払期限であっても、5月末日までに支払った場合には、会計年度独立の原則には抵触しません。 しかし、会計事務のミスの要因を減らすため、必ず支払期限を5月中に設定することを求めるものです。 例えば、次のような場合である必要があります。 ①支払期限の設定が、県とクレジットカード会社の間で協議により自由に設定可能である。（協議のうえ、必ず5月中の支払になる日付を設定する。） ②クレジットカード会社が予め定める日を支払期限とするが、当該支払期限が毎月25日など必ず5月末までの支払期限となる日付である。
10	説明会での内容と重複してしまい恐縮ですが、企業概要についても会社ロゴ等、各社特定できないようにするということでおろしいでしょうか。	企業概要についても、会社ロゴ等、各社が特定できないようにしてください。
11	実績報告書の使用目的をご教示いただけますでしょうか。 具体的な内容を記載できない場合もございますが、問題ございませんでしょうか。	国又は地方公共団体との契約実績を確認することにより、埼玉県が貴社と契約を締結した際に円滑な事務の履行がなされるか検討する際の資料の1つとして活用しようとするものです。 相手方の同意が得られない場合など具体的な内容を記載できない場合もあるかと思われます。 この場合、可能な範囲でかまいませんので記入をお願いします。
12	「契約相手方名」については「A県」等のように名前を伏せず、「埼玉県」のように国や地方公共団体を特定し記入してよいか。	地方公共団体を特定して記載することが可能である場合、記載してもかまいません。
13	地方公共団体との類似業務の契約実績が多数存在あり、別紙一覧表での提出は可能か。	記載対象が多い場合、所定の様式によらず、一覧方式の提出も可能です。
14	「12 契約の締結」に関して、部署名義コーポレートカードについてはカード現物のお届けが当該契約申込書を当社が受領後1か月～1か月半後となるため、令和8年度当初予算の議決日以後に契約申込書の提出となる場合少なくともその日から1か月半後に各課所にてカードの利用が可能となるが問題ないか。	1 2月に契約先候補者を決定後、1月末頃にクレジットカードの発行を希望する課所を確認のうえ、2月中に申込書を提出したいと考えております。 なお、契約締結は募集要領のとおり令和8年度当初予算の議決日以後（3月下旬）となります。
15	業務実施体制の資料における、1実務責任者・2その他の従事者についてご質問です。 各欄について、複数名の記載は認められていますでしょうか。 また、「1 契約の履行についての実務責任者（予定を含む）の実績」に記載する者の基準について、例えば以下①～③のうちどちらになりますでしょうか。 (もし①～③に該当するものがなければ、その旨と例をご回答いただけますと幸いです) ①貴県と日常やり取りをさせてく担当者のうち、上位の者 ②上記①の上席（弊社では「グループ長」を想定） ③上記②の上席（弊社では「部長」を想定）	各欄について複数名を記載することは可能です。 なお、連絡体制を分かりやすくするため、複数名を記載する場合には、誰が主担当者であるかを明記してください。 実務責任者は、②を想定しています。（③でもかまいません。） 重大なトラブルが発生した場合など上席の方と情報共有を行う必要がある場合の連絡先になります。 その他従事者は、①を想定しています。 通常業務において、情報共有を行う際の連絡先になります。

16	<p>評価項目/項目3について、「コーポレートカード又はパーチェシングカードの発行」と「カードの名義は課所名義」が必須項目となっておりますが、「原版有無に問わらず、カード名義は課所名義にて発行する」という認識で相違ございませんでしょうか。</p>	<p>原版有無（現物としてのカードの有無）にかかわらず、コーポレート、パーチェシングカードの両方（いずれも）が課所名義である必要があります。</p>
17	<p>募集要領/12について、「立会人型電子契約」とはどのような契約形態を想定されていますでしょうか。</p> <p>合わせて、上記契約に伴い、貴県特有の請負契約書などの書類が必要でしたら、例示いただきたく存じます。</p>	<p>埼玉県では、弁護士ドットコム株式会社が提供する「クラウドサイン」というシステムにより立会人型電子契約を行っています。</p> <p>具体的には、県が契約書をクラウドサインにアップロードし、契約相手方のメールアドレスに対して承認依頼を送信するものです。</p> <p>なお、立会人型電子契約によらず、書面での契約を希望される場合、書面での契約も可能です。</p> <p>契約書の内容については、契約候補者が決まった際に、契約候補者と個別に協議させていただきます。なお、契約書には、本県財務規則で規定されている事項（契約の解除に関する事項など）を必ず記載する必要があります。</p>
18	<p>評価項目/項目5の「3月分の利用に係る支払期限については、土日祝日を問わず5月末日までにできるか」についてご質問です。</p> <p>仮に、5月末日が土日祝日で、弊社ご請求期限が6月1日以降となってしまったとしても、貴県としては5月末日までに3月利用分をお支払い可能であれば、公募要件を満たしますでしょうか。</p>	<p>6月支払期限であっても、5月末日までに支払った場合には、会計年度独立の原則には抵触しません。</p> <p>しかし、会計事務のミスの要因を減らすため、必ず支払期限を5月中に設定することを求めるものです。</p> <p>例えば、次のような場合である必要があります。</p> <p>①支払期限の設定が、県とクレジットカード会社の間で協議により自由に設定可能である。（協議のうえ、必ず5月中の支払になる日付を設定する。）</p> <p>②クレジットカード会社が予め定める日を支払期限とするが、当該支払期限が毎月25日など必ず5月末までの支払期限となる日付である。</p>
19	<p>募集要領/3-⑦（一括請求・一括支払）について、クレジットカード発行会社から各カード利用課所へ請求させていただき、請求書を受領された「各利用課所」がそれぞれ支払業務を実施されるとの認識で相違ございませんでしょうか。また、この際、請求額を各課所より一括にてお振り込みいただけるとの認識で相違ございませんでしょうか。</p> <p>具体的には、弊社から「ある利用課所」に100万円をご請求したとして、「10万円、10万円、80万円」と3回の振込で合計100万円をお支払いされるのか、1回の振込で100万円全額お支払いされるのか、確認させていただきたいものです。</p>	<p>クレジットカードごとに、「各利用課所」に対して請求書を送付又は送信していただきます。</p> <p>請求所を受理した「各利用課所」は、当該請求書に基づき、請求額全額を一括にて振込により支払います。</p> <p>（100万円の請求であれば、1回の振込で100万円の支払となります。）</p> <p>なお、原則として各課所につき1枚のみのカードの発行を予定しますが、課所が地理的に離れている場合、複数枚のカードを発行することも想定されます。</p> <p>この場合、A課所でカード①、カード②の2枚が発行されます。</p> <p>カード①で10万円、カード②で20万円の請求であれば、振込は10万円と20万円の2回となります。（1回の振込で30万円の支払とはなりません。）</p>
20	<p>「請求書については、各課所へ直接送付・送信すること」と仕様にはありますが、弊社WEB明細アプリ「LIFE-WEB-DESK」では、請求書を直接送付せずとも、インターネット上から直接ダウンロードできます。</p> <p>この機能をもって代替することは可能でしょうか。</p>	<p>各課所のパソコンから当該アプリにログインして請求書をダウンロードできる場合には、「請求書を各課所に直接送信すること」の要件を満たします。</p> <p>なお、この場合には、当該アプリの操作性が審査対象となるため、プレゼンテーションの場で御説明ください。</p>

21	<p>月度の利用額については、現状すぐには把握が難しいとのことでしたが、クレジットカードの限度枠設定に際して、どうしても必要となる情報です。</p> <p>現時点での概算でも構いませんので、ご教示いただけますでしょうか。</p>	<p>説明会での説明のとおり、1決済あたりの金額の目安や最大見込額を提示することは困難です。</p> <p>なお、現在、公共料金の支払で利用しているパーセリングカードの令和7年10月分の利用金額は、13課所合計で約140万円（1課所あたりの最高額は約37万円）でした。</p>
22	<p>パーセリングカード（カードレス）につきましては、カード会員専用ページなどでバーチャルカードを表示することは必須要件でしょうか。</p> <p>弊社カード会員専用ページでバーチャルカード表示させることは出来ない仕様となります。</p> <p>実物のカードは発行せず、カード番号情報を別途提供することは可能です。</p> <p>この仕様に問題はございませんでしょうか。</p>	<p>県が、コーポレートカード又はパーセリングカードのいずれかを選択して発行できるかが必須要件となります。</p> <p>パーセリングカードについて、バーチャルカードを表示することは必須要件ではありません。</p> <p>カード番号情報の提供を受け、当該番号情報によりクレジットカード決済をすることが可能であれば、問題ありません。</p>